

豊田市中心事業所等 LED 照明器具更新費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金交付等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、既存設備を LED 照明器具に更新する事業者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「事業所」 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。
- (2)「中小企業」 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する者のうち、法人をいう。
- (3)「個人事業主」 基本法第2条第1項に規定する者のうち、第9条に規定する補助金の交付申請時点から遡って1年以上豊田市に居住している個人をいう。
- (4)「その他法人」 会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人であり、かつ従業員が300人以下の法人をいう。ただし、宗教法人法第4条に規定する法人を除く。
- (5)「LED 照明器具」 屋内に固定して使用する照明器具であって、LED を光源として使用する照明器具（コンセント式又は電池式等の容易に持ち運ぶことができるもの及びランプ単体を除く。）をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内で事業活動を営む中小企業、個人事業主及びその他法人（以下「中小企業等」という。）が市内の事業所に設置された既存設備をエネルギー消費効率の優れた LED 照明器具に更新することにより、エネルギー使用量の削減を推進し、経営力及び競争力を高めることで、地域産業の持続的発展に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所（個人事業主にあつては、市内に住所及び主たる事業所）を置く中小企業等であつて、第9条に規定する補助金の事前確認依頼時点から遡って1年以上市内で事業を営む者のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業所又はそれに類する事業所を営んでいないこと。
- (2) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役

員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がないこと。

- (3) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められないこと。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (8) 本市市税の滞納又は未申告がないこと。
- (9) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (10) 事業活動等に必要な許認可等を取得していること。

(補助対象設備)

第5条 補助金の交付対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 既存設備の更新により導入するLED照明器具であつて、既存設備と比較してエネルギー消費効率が優れていること。
- (2) 更新前後で使用用途が同じであること。
- (3) 兼用設備、将来用設備又は予備設備ではないこと。
- (4) 補助対象事業者が購入し、所有し、使用すること。
- (5) 自社で製造する製品ではないこと。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象事業者が事業所に設置した既存設備を補助対象設備に更新する事業であつて、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象設備の導入される場所が、市内の事業所内であること。
- (2) 国又は地方公共団体等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業でない

こと。

- (3) 蛍光灯、白熱灯等の LED 照明器具以外から LED 照明器具に更新する事業であること。
- (4) 新たに事業活動を開始する新築又は新設の事業所に新たな設備を導入することを目的とした事業でないこと。
- (5) 既存の事業所において新たな設備の追加を目的とした事業でないこと。
- (6) 既存設備の省エネルギー化を目的とした事業であって、故障した設備の更新等を目的とした事業でないこと。
- (7) 専ら居住を目的とした居室における設備の更新を目的とした事業でないこと。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、消費税及び地方消費税を除き、調査費、設計費、設備費（設置工事費を含む。以下同じ。）、付帯工事費とする。

2 補助対象経費の合計額が、20万円を超えない場合は補助金の交付対象としない。

3 第1項に規定する補助金の交付対象となる経費に係る発注の相手方は、原則として市内に本店、支店、支社、営業所又は出張所（以下「本店等」という。）を有する事業者（登記されている法人又は豊田市長が発行する事業証明書等により、市内に本店等を置くことが証明できる法人若しくは個人事業主）に限るものとし、それ以外の事業者を相手方とする発注に係る経費については、補助対象経費としない。ただし、市内に本店等を有する事業者を相手方とすると補助対象事業の実施が困難となる場合又は市長が特に必要があると認めた場合を除く。

(補助金額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1を限度として、予算の範囲内で市長が決定する額とする。この場合において、当該額は、300万円を超えることはできないものとし、かつ千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前確認依頼)

第9条 補助対象事業者は、令和8年6月1日から令和8年8月31日までに豊田市中心事業所等 LED 照明器具更新費補助金事前確認依頼書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長がこの補助金の交付事務の一部を委託する事業者（以下「受託事業者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 積算根拠資料（任意様式見積書。原則2社以上）
- (2) 収支予算（決算）書（様式第2号）
- (3) 省エネルギー計算書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 役員一覧表（様式第5号）（中小企業及びその他法人に限る。）

- (6) 豊田市税の完納証明書（申請日以前かつ3か月以内に取得したもの。写しでも可）
 - (7) 補助対象事業等の内容を確認できる資料（企業の概要書、建物平面図、照明配置図）
 - (8) 更新前の照明の設置状況が確認できる写真等
 - (9) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類（中小企業及びその他法人に限る。）
 - (10) 法人の履歴事項全部証明書の写し（中小企業及びその他法人に限る。3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (11) 確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し（個人事業主に限る。税務署の受領印が押印されていないときは、国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果（受信通知）を併せて添付すること。）
 - (12) 委任状（様式第13号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式）（申請を第三者に委任する場合に限る。）
 - (13) 発注先の支社、支店、営業所、出張所が市内にあることを証する書類（法人にあっては、課税標準の分割に関する明細書 第二十二号の二様式、法人等の設立（異動）等の届出書の控え又は事業証明書。ただし、法人登記簿で本店を市内に置くことが確認できる場合を除く。個人事業主にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の控え、法人等の設立（異動）等の届出書の控え又は事業証明書。）
 - (14) 前各号に掲げるものの他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の依頼は、同一補助対象事業者につき、1回限りとする。

（事前確認）

- 第10条 受託事業者は、前条の規定による依頼があったときは、その内容を確認するものとし、その結果について、豊田市中小事業所等 LED 照明器具更新費補助金事前確認結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 2 前条に定める事前確認の結果、提出された書類に不備が無い場合は、第13条に定める交付申請の添付書類として取り扱うものとする。

（内容変更等）

- 第11条 事前確認を受けた者（以下「認証事業者」という。）は、事前確認を受けた補助対象事業（以下「認証事業」という。）の内容を変更（廃止及び中止を含む。以下同じ。）をする場合は、直ちに受託事業者に認証事業計画変更事前確認依頼書（様式第7号）を提出し、その確認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 受託事業者は、前項の規定による認証事業計画変更事前確認依頼書を受け付けたときは、変更内容を確認するものとし、その結果について認証事業計画変更事前確認結果通知書（様式第8号）により当該認証事業者に通知するものとする。

（実施期間）

- 第12条 認証事業の着手は第9条第1項に規定する事前確認依頼の日の翌日以降とし、事

業完了は、令和8年12月31日までとする。

- 2 前項に規定する事業完了とは、認証事業の実施及び認証事業に係る全ての支払が完了することをいう。

(交付申請及び実績報告)

第13条 認証事業者は、豊田市中小事業所等 LED 照明器具更新費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、認証事業が完了したときから起算して30日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 更新後の設備等の設置状況が確認できる写真等
- (2) 契約書等発注したことを証する書類等（契約書、発注書等）
- (3) 領収書等支払いしたことを証する書類等（領収書、通帳の写し等）
- (4) 収支予算（決算）書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付可否の決定及び額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付可否及び予算の範囲内で交付すべき補助金額を確定し、豊田市中小事業所等 LED 照明器具更新費補助金交付可否決定通知書（様式第10号）により当該認証事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた認証事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、市長が指定する請求書により、速やかに補助金の請求をするものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定事業者から補助金の請求を受けたときは、第1項の規定により確定した補助金額を当該交付決定事業者に交付するものとする。

(検査)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、認証事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

- 2 認証事業者は、前項の規定に基づく検査を正当な理由なく、これを拒んではならない。

(関係書類の保存)

第16条 交付決定事業者は、交付決定を受けた認証事業（以下「補助事業」という。）に係る全ての関係書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 交付決定事業者は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定められた期間が経過するまでは、当該補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、売却し、貸し付

- け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 交付決定事業者は、前項ただし書の規定による承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、当該補助事業により取得した財産及び当該補助事業により効用が増加した財産の処分の承認又は却下を財産処分承認可否決定通知書（様式第12号）により、当該交付決定事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

- 第18条 市長は、交付決定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。
- （1）規則、この要綱、事前確認のときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。
 - （2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。
 - （3）補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
 - （4）第4条各号のいずれかに該当したとき。
 - （5）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を決定したときは、その旨を豊田市中小事業所等 LED 照明器具更新費補助金取消通知書（様式第14号）により、交付決定事業者に通知するものとする。
 - 3 前項の規定により、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた日から起算して15日以内に当該補助金を返還しなければならない。

（電子申請等）

- 第19条 この要綱における申請及び通知等は、豊田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年条例第1号）の規定により、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

（職権修正）

- 第20条 市長は、補助金の交付事務を行うに当たり、補助対象事業者から提出された第9条に規定する書類又は認証事業者から提出された第11条第1項若しくは第13条に規定する書類に不備があるときは、当該職員及びこの補助金の交付事務の一部を委託する場合にあっては、当該委託業務の業務従事者にこれを修正させることができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月27日から施行する。